

納期や手続きを
忘れずに

軽自動車税（種別割）に関するお知らせ

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日時点で原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・二輪車などを所有している人に1年分課税されます。今年度の納税通知書は5月中旬に発送します。燃費や環境性能に応じた「グリーン化特例」や、新車登録から13年以上が経過した軽自動車に対する重課に伴い、車ごとに税額は異なりますのでご注意ください。

【減免について】

▼**減免対象** 軽自動車などをもつばら①身体障害者手帳、②愛護（療育）手帳、③精神障害者保健福祉手帳、④戦傷病者手帳の交付を受けている人の仕事、通院、通学などに使用する場合で、その障がいの程度などが一定の条件を満たすとき、または、車両の構造がもつばら身体障がい者などが利用するための軽自動車（特別構造車）である場合は、申請により軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。

※障がいの程度は、右表の確認を。また、④の交付を受けている人は問い合わせを。

▼**減免を受けることができる台数** 軽自動車・普通自動車（県税）合わせて1台に限る（特別構造車を除く）

▼**減免の申請手続きに必要な書類など** 交付を受けている手帳／運転者の運転免許証／納税義務者の印鑑（代理申請の場合）／納税通知書／生計同一証明書（手帳の交付を受けている人が本人名義の車を運転する場合は不要）／納税義務者のマイナンバーカードまたは通知カード（氏名、住所等に変更がない場合に限る。変更がある場合はマイナンバーが記載された住民票の写し等）

※生計同一証明書は、①②の交付を受けている人は障がい福祉課（市役所1階）か岩木総合支所民生課（賀田1丁目）または相馬総合支所民生課（五所字野沢）で、③の人は住民票を持参の上、弘前保健所（下白銀町）で、④の人は県健康福祉政策課（青森市長島1丁目）で交付を受けてください。

▼**特別構造車の減免の申請手続きに必要な書類など** 納税義務者の印鑑（代理申請の場合）／納税通知書／自動車検査証／仕様書／納税義務者のマイナンバーカードまたは通知カード（氏名、住所等に変更がない場合に限る。変更がある場合はマイナンバーが記載された住民票の写し等）と運転免許証など（申請者が個人の場合）

▼**申請期限・申請先** 納期限（今年度は5月31日（火））までに、市民税課諸税係（市役所2階）か、岩木・相馬総合支所民生課へ。

※前年度に減免となった人で、前年度と同じ内容で申請する人は、郵送での申請ができます。対象者には5月中旬に通知を発送しますので、届き次第ご確認ください。自動車税（種別割・環境性能割）についても減免の制度があります。詳しくは問い合わせを。

■**問い合わせ先** 軽自動車税について…市民税課諸税係（☎35-1117）／自動車税について…中南地域県民局県税部納税管理課（蔵主町、弘前合同庁舎内、☎32-4341）

【減免対象】

4月1日現在 または に該当するもの

障がい区分	障がいの程度					
	1級	2級 1・3 2以下	3級	4級	5級	6級
視覚障害						
聴覚障害						
平衡機能障害						
音声機能障害			ア			
上肢不自由						
下肢不自由						
体幹不自由						
上肢機能障害		イ				
移動機能障害			ウ			
内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸）機能障害						
免疫機能障害						
肝臓機能障害						
愛護手帳	障がいの程度がAの人					
精神障害	エ					

複数の障がいを有する場合は併合の級によらず、個々の等級で判断。 は本人名義の車を本人が運転する場合が対象。

※乳幼児期以前の非進行性脳病変によるものに限る。

ア…こう頭摘出による障がいに限り対象

イ…一上肢のみの障がいは対象外

ウ…一下肢のみの障がいがある場合は、手帳の交付を受けている本人名義の車を本人が運転する場合に限り対象

エ…自立支援医療（精神通院医療）を受けている人が対象

市民の皆さんの
意見を反映します

審議会の委員を募集

①弘前市学校給食審議会

市内小・中学校における、給食の適正かつ円滑な運営を図るため、委員を募集します。

▼**応募資格** 市内に居住している18歳以上の人（国または地方公共団体の議員・職員〈退職者を含む〉を除く）で、現在、市の他の附属機関の委員でない人。かつ、任期中2回程度、平日の日中に開催する会議に出席できる人で、過去に弘前市学校給食審議会または弘前市学校給食懇談会の公募委員に選任されたことのない人

▼**募集人員** 3人程度

▼**募集期間** 5月1日（日）～27日（金・消印有効）

▼**任期** 委嘱の日から翌年3月31日まで

▼**応募方法** 必要事項を記入した応募申込書を、郵送、ファクス、持参またはEメールで提出を。

弘前市学校給食審議会公募委員案内書と応募申込書（様式）は、学務健康課窓口にて備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます。なお、応募申込書は返却しません。

■**問い合わせ・提出先** 学務健康課（〒036-1393、賀田1丁目1の1、岩木庁舎3階、☎82-1835、ファクス82-5899、Eメールgakumukenko@city.hirosaki.lg.jp）

②弘前市健康づくり推進審議会

健康増進法に基づき策定した弘前市健康増進計画の推進をはじめ、市民の健康づくり対策について、市民の皆さんの意見を反映させるため、委員を募集します。

▼**応募資格** 市内に居住または通勤・通学している18歳以上の人（市議会議員、市職員〈退職者を含む〉および現在、市の他の附属機関の委員である人を除く）で、年2～3回程度、平日の日中または夜間に開催する会議に出席できる人

▼**募集人員** 2人程度

▼**募集期間** 5月1日（日）～20日（金・必着）

▼**任期** 委嘱の日から2年間

▼**応募方法** 次の事項を記入した応募用紙を、郵送、持参またはEメールで提出を。

①住所・氏名（ふりがな）・生年月日・性別・職業・電話番号

②「応募動機」をテーマにした作文（800字程度）※応募用紙の様式は自由ですが、参考様式を市ホームページに掲載しているほか、健康増進課で配布しています。なお、応募用紙は返却しません。

■**問い合わせ・提出先** 健康増進課（〒036-8711、野田2丁目7の1、市保健センター1階、☎37-3750、Eメールkenkou@city.hirosaki.lg.jp）

③弘前市協働によるまちづくり推進審議会

弘前市協働によるまちづくり推進審議会は、弘前市協働によるまちづくり基本条例に規定された市の附属機関です。条例と市の取り組みの整合性に関する事項等について審議し、市民の皆さんが主役となって行うまちづくりを進めるため、委員を募集します。

▼**応募資格** 市内に居住または通勤・通学している18歳以上の人（市議会議員、市職員〈退職者を含む〉および現在、市の他の附属機関の委員である人を除く）で、年4回程度、主に平日の夜間に開催する会議に出席できる人、学生も応募可

▼**募集人員** 2人程度

▼**募集期間** 4月25日（月）～5月31日（火・必着）

▼**任期** 委嘱の日から3年間

▼**応募方法** 次の事項を記入した応募用紙を、郵送、持参またはEメールで提出を。

①住所・氏名（ふりがな）・生年月日・性別・職業・電話番号

②「私が考える弘前市の協働のまちづくり」をテーマにした作文（800字程度）

※応募用紙の様式は自由ですが、参考様式を市ホームページに掲載しているほか、市民協働課で配布しています。なお、応募用紙は返却しません。

■**問い合わせ・提出先** 市民協働課協働推進係（〒036-8551、上白銀町1の1、市役所2階、☎40-7108、Eメールshiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp）

～①・②・③共通事項～

▼**報酬など** 会議1回の出席につき、報酬1万円と交通費を支給

▼**選考・発表** 応募書類の記載事項を審査の上、選考し、結果は応募者全員に書面で通知します。